

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和43年葉山町条例第19号)の一部を次のように改正する。

(別 紙)

令和7年3月10日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

本町の区域外の災害が発生した地域に派遣され、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を増額支給するため、所要の改正を提案するものです。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和43年葉山町条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「1,080円」の次に「（災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年3月1日から適用する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

本町の区域外の災害が発生した地域に派遣され、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を増額支給するため、所要の改正を行うこととした。

## 2 内 容

災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域に派遣され、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した職員に対し、災害応急対応等派遣手当を増額支給することとした。

## 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 7 年 3 月 1 日から適用することとした。

葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年3月29日条例第19号</p> <p>(災害応急対応等派遣手当)</p> <p>第8条 災害応急対応等派遣手当は、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1日につき1,080円（<u>災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）その他の法令等の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</u>）とする。</p>	<p>○葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例 昭和43年3月29日条例第19号</p> <p>(災害応急対応等派遣手当)</p> <p>第8条 災害応急対応等派遣手当は、職員が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本町の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 前項に規定する手当の額は、1日につき1,080円_____</p> <p>_____</p> <p>_____とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の葉山町職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和7年3月1日から適用する。